

交通事故などでケガをしたら届け出を ～国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ～

交通事故など第三者（他者）の行為が原因でケガや病気をしたとき、保険証を使って治療を受ける場合は、警察への届け出と同時に、国保（後期高齢者医療）担当窓口への届け出が必要となります。

第三者の行為によって負傷した場合の治療費は加害者が支払うものですが、保険証を使用する場合、国保（後期高齢者医療）が治療費を一時的に立て替え、後日、加害者に請求することになります。

交通事故などの負傷で保険証を使って医療機関を受診される場合は、速やかに下記までご連絡ください。

第三者行為に該当する事例

- ・交通事故（自転車事故も含む）
- ・暴力行為によるケガ
- ・他人のペットにかまれた など

ご注意ください

※加害者から治療費を受け取り、示談を済ませてしまうと保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。示談をする前に必ず下記までご相談ください。

※次の場合は保険診療は受けられません。

- ▼勤務中や通勤途中など労災保険の適用対象となる傷病
- ▼けんかや泥酔などによる傷病
- ▼不法行為（飲酒運転など）や犯罪行為による傷病

届け出に必要なもの（交通事故の場合）

- ①第三者行為による傷病届
- ②事故発生状況報告書
- ③念書
- ④誓約書
- ⑤事故証明書
- ⑥被保険者証
- ⑦印鑑
- ⑧本人確認ができるもの（運転免許証など）

①～④の様式は保険年金課または、旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センターにあります。

問い合わせ

保険年金課

- ・国保年金係 ☎65-0688
- ・後期高齢者医療係 ☎65-0689 / ☎63-4618

受章おめでとうございます



社会福祉功労者表彰 (厚生労働大臣表彰)

甲賀市民生委員児童委員協議会連合会会長
信楽町民生委員児童委員協議会会長

とみおかまさよし
富岡正義氏

富岡氏は、平成7年に民生委員・児童委員就任以降、平成22年からは信楽町民生委員児童委員協議会会長、甲賀市民生委員児童委員協議会連合会会長を務められ、地域での見守り支えあいや関係機関とのネットワークの推進をはじめとした地域福祉活動に尽力されています。

また、滋賀県民生委員児童委員協議会連合会副会長も務められ、民生委員・児童委員活動の推進に多大な貢献をされました。



社会福祉功労者表彰 (厚生労働大臣表彰)

社会福祉法人甲南会常務理事

くろだたくし
黒田隆氏

黒田氏は、平成8年に法人の理事に就任以降、平成9年からは特別養護老人ホームの施設長ならびに保育園の園長を務められ、法人の健全経営、人材育成に尽力されています。

また、滋賀県老人福祉施設協議会の役員、市社会福祉協議会、滋賀県社会福祉協議会の監事、滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の理事長なども務められ、県内における社会福祉事業の向上にも大きく貢献されました。

皆さんのご意見を募集します

（パブリック・コメント）
次の計画案の策定にあたり、市民の皆さんからのご意見を募集します。

お問い合わせ先 提出先

1 甲賀市空家等対策計画(案)

適切に管理されていない空家等が地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に、「甲賀市空家等対策計画(案)」を作成しました。

問提 甲賀市役所 建設部 住宅建築課 空家対策室

〒526-8502

甲賀市水口町水口6053番地

☎78-0029 / ☎63-4601

✉koka10405000@city.koka.lg.jp

2 甲賀市立信楽中央病院新改革プラン(案)

地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営の下でへき地医療や地域医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるように、「甲賀市立信楽中央病院新改革プラン(案)」を作成しました。

問提 信楽中央病院 事務部

〒526-1851

甲賀市信楽町長野473番地
☎8270249 / ☎8273060
✉koka27000000@city.koka.lg.jp

■募集期間

2月1日(水)～3月2日(木)

■意見を提出できる方

- ・市内に在住・在勤・在学の方
- ・市内に事業所、事務所を有する個人および法人、その他の団体

■意見の提出方法

住所、氏名、電話番号（市外在住で市内勤務の方は勤務先、市外在住で市内在学の方は学校名）、意見のあるページ番号を明記の上、閲覧場所へ直接提出していただくか、郵便、FAX、Eメールにて提出してください。

■公表場所

市ホームページ、ケーブルテレビの「甲賀市メニュー画面」、各担当および旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センターでの閲覧
②のみ水口庁舎市民窓口センターでも閲覧可能
（※開庁日の8時30分～17時15分のみ閲覧可能）

■意見の取り扱い

提出いただきました意見等は住所、氏名などの個人情報を除き、回答あわせて市ホームページで公表します。

なお、ご意見を提出された方への個別の回答はしません。

家庭系廃棄物の持ち去りを禁止します

市民の皆さんが適正に分別し、ごみ集積所に排出された家庭系廃棄物が、市委託業者以外の第三者により持ち去られる行為が発生しています。

持ち去られた物の内、換金価値のない物が不法投棄された事例もあり、ごみの適正処理に支障をきたす恐れがあります。

『甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』により、こうした行為の抑止を図っています。

条例内容

- ・市および市から委託を受けた者以外（区・自治会から了解を得ている集団回収団体は除く）による、適正に排出された家庭系廃棄物の収集、運搬を禁止します。
- ・禁止命令に従わない場合は、20万円以下の罰金に処される場合があります。

持ち去り行為は通報を

持ち去り行為を目撃された場合

は、生活環境課もしくは甲賀警察署（☎62-4155）へご連絡ください。

皆さんから寄せられる通報が、貴重な情報源になります。

通報時の注意点

- ・場所・日時・行為者の特徴・車両ナンバー・持ち去られた物等をお知らせください（分かる範囲で結構です）。
- ・持ち去り行為者を直接問いただしたり、車両を制止したりすることは、危険を伴いますのでやめてください。

集団回収は事前登録を

集団回収をされている団体（区・自治会等）に了解を得てごみ集積所で実施している場合は、誤解を招く恐れがあるため、事前登録をいただくこととなります。集積所を管理する区・自治会を通じて、市に「集団回収届出書」をご提出ください。詳しくは、左記までお問い合わせください。

お問い合わせ

生活環境課 廃棄物対策係
☎65-06690 / ☎63-4582